

## 受刑者の外部交通に関する私案（骨子）

南 博 方

自由刑は、受刑者を一定の場所に拘禁して社会から隔離し、その自由をなく奪するとともに、その改善更生及び円滑な社会復帰を図ることを目的とするものである。このことから、受刑者の外部交通には自ずから一定の制限があるが、社会との良好な関係を維持することは、受刑者の改善更生や円滑な社会復帰に寄与するものと考えられる。そして、近時のすう勢に照らせば、親族のみならず、友人、知人との関係も、上に述べた社会との良好な関係の維持に必要なものと考えられる。

さらに、法律上の重大な利益に係る用務の処理のためや人権救済等を求めるための外部交通にも配慮すべきである。

これらの点にかんがみ、以下の措置を執るものとする。

- ・ 受刑者の親族との面会について、良好な関係の維持に必要と認められる場合は、面会の回数及び時間を増やし、面会場所及び面会方法に対する配慮を行うこと。
- ・ 受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰を促進するために有益な場合は、現状の運用を改め、友人、知人との外部交通を積極的に認めること。
- ・ 電話による通信については、その相手方を確認することが困難であるなどの問題はあるものの、試行的に、受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰を促進するために有益な場合は、一定の基準の下、受刑者がこれを行えるよう検討すること。
- ・ 受刑者と面会等をしようとする者が、円滑にこれができるよう、適宜の方法により、外部交通の取扱いの要領等を公表すること。
- ・ 訴訟等法律上の重大な利益に係る用務の処理のために必要な場合は、受刑者と弁護士との面会を認めるものとし、その用務に応じて必要と認める場合は、面会方法について配慮するものとする。
- ・ 受刑者が、人権救済等を求めるため、裁判所、検察庁、法務局、弁護士会又は弁護士に信書を発信することを求める場合は、及びのこと

を確認するに止め、特段の事情がない限り、その発信を認めるものとする  
こと（上記「特段の事情」とは、その発信によって、刑罰法令に触れる結  
果が生ずるおそれがある場合、又は、逃走等施設の規律秩序を著しく害す  
る結果を生ずるおそれがある場合に限る）。

